

東青

みどりの通信



No.108

平成31年
1月25日

東青地域県民局地域農林水産部
■ 農業普及振興室 ■

〒030 - 0861
青森市長島二丁目10番3号 青森フコク生命ビル6F
TEL 017-734-9990 FAX 017-734-8305
E-mail hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

青森市の三上紘史さん 意欲溢れる「攻めの農林水産業賞」優秀賞を受賞！

平成31年1月23日、青森国際ホテルで開催された「平成30年度攻めの農林水産業推進大会」において、「意欲溢れる攻めの農林水産業賞」表彰式が行われ、青森市浪岡の三上紘史さんが栄えある「優秀賞」を受賞し、表彰状の授与が行われました。

この「意欲溢れる攻めの農林水産業賞」は平成19年度から県が行っている表彰事業で、「攻め」の姿勢で新たな試みや創意工夫で収益力を高め、地域の活性化などに貢献している生産者等を表彰しているものです。

青森市浪岡で水稻（35ha）とミニトマトの複合経営を行っている三上さんは農業高校を卒業と同時に就農し、20歳の若さで経営移譲を受け、24歳で水稻部門を法人化（株式会社サンライスを設立）しました。これまでに周囲から依頼された水田の耕作依頼を積極的に引き受けるとともに耕作放棄地の解消にも取り組み、農地集積による規模拡大を図り、収益力の向上に努めてきました。

また、経営安定に向けて備蓄米の入札資格を法人で取得し、当年1月から主食用米の価格予測をしながら備蓄米の入札に参加して、安定した収入を確保するなどの独自の経営を実践しています。

三上さんは現在27歳と若手農業者でありながらも、収益力向上と経営の安定化に向けた経営手腕があること、また新規就農希望者を雇用し、担い手として育て上げるとともに、地元の祭りを牽引する若手リーダーとして地域の活性化に貢献していることなどが高く評価され、受賞の運びとなりました。

受賞後、三上さんは「これまで規模拡大を図ってきたが、労働力不足に対応した技術の導入やコスト低減にも取り組んでいきたい。また近隣地域からの耕作依頼も躊躇せず受け入れていきたい」と、今後の抱負を述べていました。



意欲溢れる攻めの農林水産業賞表彰式の様子



優秀賞を受賞した三上紘史さん



集落営農法人の持続可能な生産体制の構築を目指して！

東青管内では11の集落営農法人が組織されていますが、国の交付金に依存した経営であること、高収益作物の導入が遅れていること、経理やオペレーターを担う将来の人財が確保されていないことなど共通の課題を抱えています。

このため、当地域農林水産部では法人ネットワークを組織化し、法人間連携や広域組織化について支援活動を実施しています。法人間連携や広域組織化には、減価償却費の低減、資材購入費の削減、農産物の有利販売、不足する人財の確保など様々なメリットが期待されていることから、集落営農法人が抱える課題の解決策として、次のような取組を行っています。

(1) 集落営農法人のネットワーク化

管内11法人、関係市町村、JA、外ヶ浜町農業・農村活性化協議会及び地域農林水産部を構成員とする「東青地域集落営農ネットワーク協議会」を平成30年6月に設置しました。

(2) 県内初となる広域連携法人の設立

法人間連携や広域組織化について検討するとともに、研修会や先進事例調査を実施した結果、外ヶ浜町では6法人と1任意組織による広域連携法人の設立を目指すことになりました。また、青森市においては、青森市役所が中心となって集落営農法人や任意組織の連携について話合いの場を設けることになりました。

(3) 高収益作物の導入支援

高収益作物の導入により、法人の経営体質を強化するため、ミニトマトやたまねぎ等高収益作物の栽培実証ほを4法人に設置し、現地検討会等を開催しています。

(4) 後継者確保に向けた調査

集落営農法人の後継者を確保するため、集落営農法人の担い手の状況と法人構成員の跡継候補者の意向を調査しています。

(5) 集落営農ビジョンの策定

集落営農法人の将来展望を明らかにしネットワーク協議会の活動を活性化するため、年度内の集落営農ビジョン策定を目指して話合いを行っています。今後は集落営農ビジョンの実現に向けた方策を検討し、具体的な連携活動を展開していくこととしています。



栽培実証ほの現地検討会



農業士会による新規就農者サポート活動

あおもり就農サポートセンターでは、新規就農者の相談役として、地域の先輩農家から地域サポーターを選定し配置していますが、今年度は、東青地区農業経営士・青年農業士会のメンバーがサポーターに協力し、管内の新規就農者の巡回を行いました。

巡回は、今別町・蓬田村と青森市浪岡地区の2回に分けて行い、それぞれの主力作物を作付けしている農業経営士1名と青年農業士1名が1組となり、新規就農者のほ場に出向き、栽培管理の悩み等にアドバイスしました。長年の経験に基づく管理のコツを聞く機会となり、新規就農者にとって有意義なものになったようです。



りんごわい化苗の選定方法を解説



稲の除草剤の使い方についてアドバイス



管内初！米でグローバルGAP認証を取得（青森市の木村誠一さん）

青森市浜田のグリーンファームきむら（代表 木村誠一さん）が、国際基準を満たす農場として「グローバルGAP」認証を取得しました。「米」での認証取得は、東青管内では初、県内では5例目となります。木村さんは、2020東京オリンピックに食材を提供したいという思いでGAP認証に取り組み、昨年9月に受審、同年10月26日に認証となりました。

「認証を取得したことで、オリンピックへの食材提供者として正式に申し込むことができたほか、取引先との信頼関係がより強いものになった」と感想を述べています。

また、木村さんは、「審査に向けて準備をする中で、家族の協力が何よりありがたかった」と言っています。審査書類の準備等を家族で分担したほか、一緒に働く者として日々の作業や今後の経営について話し合い、整理することは、息子夫婦に経営を引き継ぐための土台づくりに繋がったとのこと。

農産物を取引する際に「GAPをとる」ことが求められるようになってきていますが、まず「JAなどの簡易なGAP」をやってみて、自分の農作業に潜む危険をチェックしてみたいはいかがでしょうか。



グローバルGAP認証取得を青森市長に報告
（木村誠一さん：左から3人目、平成30年12月20日）



第20回全国果樹技術・経営コンクールで全農経営管理委員会会長賞受賞

青森市浪岡で先進的なりんご栽培に取り組んでいる間山直浩（農業経営士）・泰美夫妻が、第20回全国果樹技術・経営コンクールで見事、全農経営管理委員会会長賞を受賞しました。

夫妻は、平成3年の台風による落果被害を契機に、風害に強い園地づくりを目指し防風網の設置やトレリス方式を導入したほか、計画的にわい化栽培への切り替えを行い、単収や品質を向上してきました。

また、新規就農者や農業青年の育成に努め、多くの研修生を受け入れてきました。さらに、りんご剪定士等として地域を越えた技術リーダーとなっている点が評価され、受賞に至りました。



間山直弘さん、泰美さん



新「あおもり土づくりの匠」誕生

本年度新たに、蓬田村の吉田隆繁^{よしたたかしげ}さんが「あおもり土づくりの匠」に認定されました。東青管内では8人目の認定です。吉田さんの土づくりの特徴は、水稻は3～4年毎に、トマトは毎年秋に稲わらのすき込みを行うとともに、土壌診断結果や日頃の生育観察を通じて適切な肥培管理を実践していることです。

土づくりの匠には、「日本一健康な土づくり運動」を推進するため、地域農業のリーダーとして健康な土づくりの指導的な役割を担う「耕種農業者」と、高品質なたい肥を生産して土づくりを支える「畜産農業者」がおり、吉田さんは水稻とトマトの部門で活躍が期待されます。



吉田隆繁さん



農業経営基盤強化準備金制度の見直し - 強制取崩しで課税？ -

農業経営基盤強化準備金制度は、経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取組を支援するもので、農業経営改善計画などに従い、準備金を積み立てた場合は必要経費に算入でき、積み立てた準備金を取り崩したりして農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合に圧縮記帳できるというものです。

平成30年度の税制改正に伴う制度の見直しにより、準備金の取崩し事由に次の2点が追加されました(適用は平成30年4月1日以降)。

- ① 農業経営改善計画等に記載されている農用地等(農用地並びに農業用の機械装置、器具備品、建物等、構築物、ソフトウェア)を取得した場合
- ② 農業経営改善計画等に記載されていない農用地等(器具備品、ソフトウェアを除く)を取得した場合

上記②の農業経営改善計画等に記載がないものは圧縮記帳の対象とならないため、特に注意が必要です。何も対応しない場合、取り崩した農用地等の取得相当額の準備金が益金に算入され課税されることになります。圧縮記帳を行うためには、事前に農業経営改善計画等の変更申請を行い、農用地等の取得計画を記載することが必要です。



～加工食品を製造する皆さまへ～ 「食品表示」新基準への切替期限が約1年後に迫っています

平成27(2015)年4月1日に施行された「食品表示法」に基づく「新基準」への経過措置期間が2020年3月31日で終了します。2020年4月1日以降に製造する食品に旧基準の表示を行うと食品表示法違反となり、回収命令等の対象になることがあります。切替期限が約1年後に迫ってきたので、次のような旧基準からの変更点を確認し、早めに新表示へ切り替えましょう。

【旧制度からの主な変更点】

- 1 原材料と添加物を明確に区分
 - ・原材料と添加物の間を「/」で区分する等
- 2 アレルゲンの表示方法の変更
 - ・一般的にアレルゲンが含まれていると知られている食品についてアレルゲン表示が義務化。
 - ・アレルゲンを一括表示する場合、(一部に〇〇・△△を含む)と記載。
 - ・添加物に表示を行う場合、(～由来)と記載。
- 3 原材料名の表示方法の変更
 - ・パン類、ドレッシング類等も、ほかの一般加工食品と同様に、原材料と添加物を区分し、重量に占める割合の高いものから順に表示。
- 4 製造所固有記号の使用方法の変更
 - ・原則として製造所固有記号は使用せず、「製造所又は加工所の所在地」と「製造者又は加工者の氏名又は名称」を表示。
- 5 栄養成分表示の義務化 等



地域活動の紹介～あおもり海道そば「新そば & 秋まつり」～

あおもり海道そばブランド推進協議会が、平成30年10月27,28日にJA青森羽白野菜集出荷施設において、あおもり海道そば「新そば&秋まつり」を開催しました。

当日は、あおもり海道そばのほか、そば打ち体験ブースやそばスイーツコーナー、元気なかつちゃの店などがあり多くの人で賑わいました。



まつりの様子